

菊川市制20周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用に関する要綱

制定 令和6年1月17日告示第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊川市制施行20周年を祝う機運醸成を目的に制作した菊川市制20周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズ(以下「ロゴマーク等」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク等)

第2条 ロゴマーク等は、別に定める。

(ロゴマーク等に関する権利)

第3条 ロゴマーク等に関する一切の著作権は、菊川市に帰属する。

(使用の申請)

第4条 ロゴマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ菊川市制20周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出し、承諾を得なければならない。ただし、市長が菊川市制20周年記念関連事業として認めた事業又は報道機関による報道活動で使用する場合は、この限りでない。

(使用の承認等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該使用の承認又は不承認を決定し、菊川市制20周年記念ロゴマーク等使用承認(不承認)通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマーク等の使用を承認しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 第三者の利益を害し又は害するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張の表現その他これらに類する目的のために利用していると誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (4) 営利を主たる目的として企画されているとき。
- (5) その他市長が不適當であると認めるとき。

3 市長は、第1項の規定による承認に当たり、必要な条件を付することができる。

4 市長は、菊川市制20周年記念冠事業取扱要綱(令和6年菊川市告示第5号)第5条第1項の規定による承認を決定したときは、第1項の規定にかかわらず菊川市制20周年記念冠事業取扱要綱第4条の規定による申請をした者についてロゴマーク等の使用を承認したものとみなす。

(使用者の遵守事項)

第6条 前条の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマーク等は、承認を受けた用途のみに使用すること。
- (2) 市制20周年記念ロゴマークは、定められた形等を正しく使用し、デザイン素材の改変など応用して使用しないこと。
- (3) ロゴマーク等を使用した商品については、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等、著作権に関する自己の権

利を新たに設定又は登録しないこと。

(4) 第三者にロゴマーク等の使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(5) ロゴマーク等を使用した物品の製造又は役務を第三者に委託して行わせる場合は、その委託を受けた者がこの要綱の規定に違反しないように管理、監督その他必要な措置を講ずること。

(6) 使用者の責めに帰すべき理由によりロゴマーク等の使用に係る事故、苦情が生じたときは、使用者において速やかに対処すること。

(使用料)

第7条 ロゴマーク等は、無料で使用することができる。

(使用期間)

第8条 ロゴマーク等の使用期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、ロゴマーク等を使用する事業の準備、周知等のため必要があると認められるときは、この限りでない。

(承認内容の変更又は中止)

第9条 使用者は、承認を受けた事項を変更し、又は使用を中止しようとするときは、直ちに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

(使用物品等の見本品の提出及び調査報告)

第10条 使用者は、実際の使用物品等の見本品又はその写真をあらかじめ市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用者にロゴマーク等の使用状況等について報告させ、又は実地調査を行うことができる。

3 使用者は、ロゴマーク等の使用状況等について市長から報告又は調査を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(承認の取消し)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 使用承認に付した条件に違反したとき。

(3) 申請の内容に虚偽があると認められたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、ロゴマーク等を継続して使用することが不適當であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取消したときは、使用者に対して、使用物品等の回収の措置を求めることができる。

3 前2項の場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市長は、その損害を賠償する責めを負わない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、ロゴマーク等の使用に関し、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(争論等の解決)

第13条 使用者は、ロゴマーク等の使用に関し、争論又は訴訟が生じたときは、使用者の

責任において解決しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年4月30日限り、その効力を失う。

年 月 日

菊川市制20周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用申請書

菊川市長 氏 名 宛

申請者 住 所
 団 体 名
 代表者氏名
 電 話 番 号

菊川市制20周年記念ロゴマーク等を下記のとおり使用したいので申請します。なお、使用に当たっては、菊川市制20周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用に関する要綱の規定に従います。

記

使用デザイン	<input type="checkbox"/> ロゴマーク（カラー） <input type="checkbox"/> ロゴマーク（グレースケール） <input type="checkbox"/> ロゴマーク（単色） <input type="checkbox"/> キャッチフレーズ		
使用期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで		
使用目的			
使用方法			
使用物品等名称			
使用（製造）数量		販売価格	円
添付書類	1 企画書等（パンフレット、印刷物見本等） ※販売商品に使用する場合は、販売場所、販売先、加工食品の製造場所及び図案等を添付してください。 2 申請者概要書（個人の場合は略歴） 3 製造・販売に係る保健所の営業又は製造許可証（写） ※保健所等の許可が必要な場合のみ		
担当者	所属		電話番号
	氏名		E-mail

第 号
年 月 日

菊川市制20周年記念ロゴマーク等使用承認（不承認）通知書

氏 名 様

菊川市長 氏 名

年 月 日付けで申請のありました菊川市制20周年記念ロゴマーク等の使用について、下記のとおり決定したので通知します。

記

承認物品等名称	
承認内容	申請書記載のとおり
決定区分	<input type="checkbox"/> 承認する（承認番号 第 号） <input type="checkbox"/> 承認しない
不承認の理由	
承認の条件	(1) 事前に使用物品等の見本品又はその写真を市へ提出すること。 (2) 事業に要する経費は、使用者が負担すること。 (3) 市は、事業に伴う行為による損害等の賠償責任を負わない。 (4) 内容の変更又は使用を中止する場合は、速やかに市に報告すること。